

第4次茨城県男女共同参画基本計画の策定方針

「男女共同参画社会基本法」に基づき策定している「茨城県男女共同参画基本計画(第3次)～人が変わる 組織が変わる 社会が変わる～」(計画期間 平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの5年間)が今年度末で終了することから、以下の方針により策定を行う。

1 計画の趣旨及び位置づけ

- ・県が総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- ・男女共同参画社会基本法第14条に基づく法定計画

2 策定方針

- ・国計画(策定中)の“施策の方向性”に準拠し、県総合計画の関連施策を基に策定
- ・性的少数者など多様性への配慮を新たに追加
- ・計画期間は5年間(令和3(2021)～令和7(2025)年度)

3 策定スケジュール

- 8月7日 第1回男女共同参画審議会(諮問, 骨子案の検討)
- 9月24日 第2回男女共同参画審議会(中間とりまとめ・素案の検討)
- 10月 パブリックコメント実施
- 11月 第3回男女共同参画審議会(パブリックコメント結果, 指標項目案, 答申案)
- 12月 答申
- 2月 令和3年第1回定例会議案提出



茨城県男女共同参画基本計画（第4次）の骨子（案）



男女共同参画社会基本法の理念	(1)男女の人権の尊重, (2)社会制度・慣行への配慮, 多様な生き方の選択, (3)政策等の立案及び決定への共同参画, (4)家庭生活における活動と他の活動の両立, (5)国際的協調
策定方針	国計画(策定中)の“施策の方向性”に準拠し, 県総合計画の関連施策を基に策定
計画期間	令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間

1 あらゆる分野における女性の参画拡大		2 安全・安心な暮らしの実現	
施策の方向性(国計画)	主な取組(県総合計画から関連施策を抜粋)	施策の方向性(国計画)	主な取組(県総合計画から関連施策を抜粋)
(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大	I 4(2)女性が輝く環境づくり	(1)女性に対するあらゆる暴力の根絶	II 9(2)治安対策の強化 III 13(4)児童虐待対策の推進
(2)雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	I 4(1)自分らしく働くワーク・ライフ・バランスの実現 I 4(2)女性が輝く環境づくり(再掲) I 4(5)安心して就労できる環境づくり III 15(1)誰もが能力を発揮できる社会	(2)男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	II 7(4)高齢者の能力活用と就労支援 II 8(2)障害者の自立と社会参加の促進 III 13(5)誰もが教育を受けることができる社会づくり III 13(6)困難を抱える子どもへの支援 III 15(3)一人ひとりが尊重される社会づくり【性的少数者】 IV 20(3)人にやさしいまちづくり
(3)地域における男女共同参画の推進	I 3(2)未来の農業のエンジンとなる担い手づくり I 4(3)UIJターンで大好きな茨城へ II 9(5)地域の力を高めるコミュニティづくり III 11(7)地域力を高める人材育成	(3)生涯を通じた女性の健康支援	II 6(4)がん対策 II 7(2)地域包括ケアシステムの構築 II 7(5)人生百年時代を見据えた健康づくり III 11(1)「知・徳・体」バランスのとれた教育の推進 III 13(1)結婚・出産の希望がかなう社会づくり
(4)科学技術・学術における男女共同参画の推進	I 4(2)女性が輝く環境づくり(再掲) III 11(2)新しい時代に求められる能力の育成 IV 17(3)茨城シリコンバレー構想	(4)防災・復興における男女共同参画の推進	II 10(1)防災意識の高揚と地域防災活動の支援・充実

3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	
施策の方向性(国計画)	主な取組(県総合計画から関連施策を抜粋)
(1)男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	III 13(2)安心して子どもを育てられる社会づくり III 13(3)待機児童ゼロへの挑戦 III 15(1)誰もが能力を発揮できる社会(再掲) III 15(2)ダイバーシティ社会へ向けて【性的少数者】 III 15(3)一人ひとりが尊重される社会づくり(再掲)
(2)教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革, 理解の促進	III 11(3)キャリア教育による将来の目標づくり III 11(1)「知・徳・体」バランスのとれた教育の推進(再掲) III 12(2)正しいメディアとのつきあい方 III 14(1)生涯にわたる学びのすゝめ

※ 囲みは, 茨城県男女共同参画基本計画(第3次)から追加

<参考>
 【国計画(策定中)において検討されている新たな施策の方向性】
 ○新型コロナウイルス感染症拡大に起因する女性に対する深刻な影響及び女性活躍の更なる推進に向けた新たな可能性への対応(テレワークやオンラインの活用)
 ○SDGsの達成のため, あらゆる取組において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し, 施策に反映
 ※国計画(策定中)については, 第5次基本計画策定専門調査会において審議中。